

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 松 田 和 哲
佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度定期監査及び行政監査報告（第1回）

全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 税務部

市民税課、資産税課、収税課

(2) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、根郷出張所、佐倉市民サービスセンター、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、市民公益活動サポートセンター

(3) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課

(4) 産業振興部

農政課、産業振興課、草ぶえの丘

(5) 農業委員会事務局

2 書面審査

(1) 市民部

志津出張所、臼井・千代田出張所、ユーカーが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、千代田・染井野ふれあいセンター

(2) 健康こども部

子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課

(3) 環境部

生活環境課、廃棄物対策課

(4) 都市部

都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課

(5) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の主眼及び方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が、同法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿ってなされているかどうかについて、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

監査項目及び着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 市が独自に交付する補助金等の交付及び精算事務は、適切に行われているか。
- 8 公の施設について、管理運営及び利用実態は検証されているか。

第3 監査の日程

令和元年8月23日から令和元年12月19日まで

第4 監査の範囲

令和元年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】: 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 契約事務について

ア 随意契約締結の理由選択誤りについて（健康保険課、ミレニアムセンター佐倉、高齢者福祉課）

随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが35件（健康保険課1件、ミレニアムセンター佐倉1件、高齢者福祉課33件）認められた。

事務処理要領等マニュアルの徹底及びチェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

イ 予定価格書及び契約書の作成誤りについて（健康保険課）

「平成31年度高額療養費支給システム使用契約」に伴い作成された予定価格書について、設計金額を月額契約として算出しているにもかかわらず、予定価格書の設計金額には総額のみが記載され、月額項目が記載されていなかった。また、予定価格及び決定権者職名の記載がないまま随意契約が締結されていた。

さらに、同契約書の「3. 料金」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んでいるにもかかわらず、「契約月額は同消費税の額を含んでいないため、支払時において同消費税を加算した額を支払うものとする」と記載があり、整合性がとれていない。

今後の契約事務に当たっては、慎重を期し、チェック機能を強化の上、適正な予定価格書及び契約書の作成に努められたい。

ウ 協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤りについて（高齢者福祉課）

契約に当たり、佐倉市財務規則第142条第2項の規定により見積書を徴しないときは、佐倉市契約事務要綱第28条第3項の規定により、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものと規定されているが、次の「協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤り一覧」のとおり、協議書の作成漏れ又は同意書の日付誤りを24件把握した。

協議書の作成漏れ及び同意書の日付誤り一覧

	契約案件名	協議書 作成漏れ	同意書 日付誤り
1	平成31年度佐倉市志津北部地域包括支援センター業務委託 （包括的支援事業等）	○	
2	平成31年度佐倉市志津南部地域包括支援センター業務委託 （包括的支援事業等）	○	
3	平成31年度佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター業務委託 （包括的支援事業等）	○	
4	平成31年度佐倉市佐倉地域包括支援センター業務委託 （包括的支援事業等）	○	
5	平成31年度佐倉市南部地域包括支援センター業務委託 （包括的支援事業等）	○	
6	平成31年度佐倉市介護者のつどい業務委託（志津北部圏域）	○	
7	平成31年度佐倉市介護者のつどい業務委託（志津南部圏域）	○	
8	平成31年度佐倉市介護者のつどい業務委託（臼井・千代田圏域）	○	
9	平成31年度佐倉市介護者のつどい業務委託（佐倉圏域）	○	

10	平成 31 年度佐倉市介護者のつどい業務委託 (根郷・和田・弥富圏域)	○	
11	平成 31 年度佐倉市認知症カフェ等運営事業業務委託 (根郷・和田・弥富圏域)	○	
12	平成 31 年度佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業 (志津北部地区)	○	○
13	平成 31 年度佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業 (志津南部・臼井北部地区)	○	○
14	平成 31 年度佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業 (佐倉・内郷・臼井南部・千代田地区)	○	○
15	平成 31 年度佐倉市高齢者等ふれあい配食サービス事業 (根郷・和田・弥富地区)	○	○
16	平成 31 年度佐倉市認知症初期集中支援チーム員医師活動業務委託 (志津北部圏域)	○	○
17	平成 31 年度佐倉市認知症初期集中支援チーム員医師活動業務委託 (志津南部圏域)	○	○
18	平成 31 年度佐倉市認知症初期集中支援チーム員医師活動業務委託 (臼井・千代田圏域)	○	○
19	平成 31 年度佐倉市認知症初期集中支援チーム員医師活動業務委託 (佐倉圏域)	○	○
20	平成 31 年度佐倉市認知症初期集中支援チーム員医師活動業務委託 (根郷・和田・弥富圏域)	○	○
21	平成 31 年度佐倉市認知症カフェ等運営事業業務委託 (志津南部圏域)	○	○
22	平成 31 年度佐倉市認知症カフェ等運営事業業務委託 (臼井・千代田圏域)	○	○
23	平成 31 年度佐倉市認知症カフェ等運営事業業務委託 (佐倉圏域)	○	○
24	平成 31 年度佐倉市生活管理指導短期宿泊事業		○

今後は、佐倉市財務規則及び佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な契約事務に努められたい。

エ 見積書の誤りについて (高齢者福祉課)

随意契約においては、佐倉市契約事務要綱第 15 条第 5 項により、見積書には見積執行日を明記しなければならないと規定されている。

しかし、「介護保険事務用窓付封筒印刷」について、見積書に見積執行日が明記されていなかった。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、チェック機能を強化の上、適正な見積書を徴取されたい。

(2) 文書の収受について (農政課)

佐倉市文書管理規程第 12 条では、同条第 3 号に掲げる印刷物等 (刊行物、ポスター等をいう。)を除き、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印すると規定されている。

しかし、補助金の交付申請に係る申請書 2 件に文書収受印の押印がなかった。

今後は、佐倉市文書管理規程に基づく適正な文書の取扱いに努められたい。

(3) 佐倉市地区集会所整備事業補助金交付事務について（自治人権推進課）

佐倉市地区集会所整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき市に提出された申請書に添付された収支予算書について、事業費の歳出金額に誤りがあったにもかかわらず、申請書を収受し、補助金を交付していた。

補助金の交付に当たっては、申請書類の審査に慎重を期されたい。

(4) 佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付事務について（高齢者福祉課）

佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱第6条では、同条第2項に規定する書類（団体概要書、参加者名簿、活動計画書、収支予算書、活動場所位置図、見積書（保険料、備品購入がある場合）、会場規約等使用料がわかるもの（会場使用料がある場合）、その他市長が必要と認めるものをいう。）を添付の上、申請することとされている。

しかし、申請書の添付書類のうち、活動場所位置図の添付漏れが1件、収支予算書の役務費について、誤った積算額の記載が1件あったにもかかわらず、申請書を収受し、各団体に補助金を交付していた。

補助金の交付に当たっては、申請書類の審査に慎重を期されたい。

(5) 出張命令の経路誤りについて（高齢者福祉課）

佐倉市旅費に関する条例第4条では、同条ただし書きに規定する公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を除き、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると規定されている。

しかし、令和元年7月16日及び7月19日の出張2件について、最も経済的な通常の経路によらない経路で旅費を計算し、支給していた。

今後は、佐倉市旅費に関する条例を遵守し、適切な旅費の支給に努められたい。

【措置済み】

(6) 復命書による復命について（農業委員会事務局）

佐倉市服務規程第21条第2項には、同条同項ただし書きに規定する軽易な出張を除き、職員は、出張を終えて帰庁したときは、速やかに復命書により上司に復命しなければならないと規定されている。

しかし、令和元年7月2日に出張し作成した復命書には、上司となる農業委員会会長の決裁がなされていなかった。

今後は、佐倉市服務規程を遵守し、出張した際の復命書による復命を適切に実施されたい。

(7) 延滞金の減免について（収税課、健康保険課）

延滞金の取扱いを定めた「徴収事務執行基準」（収税課）、及び「佐倉市後期高齢者医療保険料滞納整理事務処理基準」（健康保険課）では、納期限を過ぎて納付された場合の延滞金について、やむを得ない理由があると認める場合は、延滞金のすべてを減免できるかのような表現がされている。しかし、地方税法上、延滞

金の減免は、徴収猶予等に係るものは猶予期間中に対応する延滞金を減免するなど、減免の対象期間を限定している。現状においては、地方税法に基づいた適切な運用がなされているが、当該基準では、将来的に誤った運用がなされる危険があり、違法な事務処理の温床となりかねないので、より分かりやすく、また適切な運用を確保するため、諸法令（地方税法等）を盛り込んだ基準となるよう見直しを図られたい。

(8) 街中にぎわい推進事業補助金の補助対象経費について（産業振興課）

補助金を交付するに際しては、補助金の交付の対象となる経費は、事業の目的を達するために必要な経費に限定されるべきである。

街中にぎわい推進事業補助金の対象事業のうち、にぎわい創出イベント開催事業及び商業団体の行う商店街及びコミュニティ（地域社会）活性化事業の補助対象経費について、広報、印刷費として新聞折り込み費や、普及啓発費として抽選会、福引等景品費が含まれている。

この点、これらの経費は実施団体の自助努力によって賄われるべきであり、事業目的を達するために必要な経費とは言い難い。この点については、平成29年度定期監査において監査委員から指摘しているところであるが、同年度末の街中にぎわい推進事業補助金交付要綱の改正においても、改善が見られなかったところである。

同事業の目的を達するために必要な経費とは何かについて再度精査をし、同要綱の見直しを図られたい。

(9) 現金及び重要物品の管理について（根郷出張所、佐倉市民サービスセンター）

根郷出張所及び佐倉市民サービスセンターにおいて、現金及び公印等の重要な物品は、閉庁時には金庫にて保管されている。

しかし、当該金庫の施錠が不十分な事例があった。

現金及び重要物品を保管する金庫については、適切に管理されたい。

(10) 滞納整理事務の適正化について（草ぶえの丘）

滞納整理事務の適正化のため、管理台帳を作成し、滞納債権の回収に不備がないようにする必要がある。

草ぶえの丘において、使用料の滞納繰越分を管理するための台帳が整備されていなかった。

速やかに、管理台帳を整備し、滞納整理事務の適正化を図られたい。

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

(1) 市独自補助金における補助金交付要綱の補助対象経費について

(自治人権推進課、社会福祉課、農政課、産業振興課、児童青少年課、生涯スポーツ課)

補助金を交付するに際しては、補助対象経費の範囲を曖昧にせず明確にすることが求められる。

各補助金交付要綱に規定する補助対象経費について、対象経費を列挙した最後に「等」、「など」と表記したり、「に要する経費」、「に関する事業」と包括的に表記したりするなど、補助対象経費に含みを持たせ、同要綱の規定だけでは、補助の対象となる範囲がはっきりと分からないものが見受けられた。

補助対象経費については、できる限り明確にするよう努められたい。

(2) 企業誘致助成金について（産業振興課）

佐倉市企業誘致助成金については、企業の立地促進を図り、もって産業振興及び地元雇用の拡大に資することを趣旨としている。

企業の償却資産に係る助成については、佐倉市企業誘致助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）及び佐倉市企業誘致指定企業の指定に関する要綱（以下「指定に関する要綱」という。）に基づき事務執行がなされている。

助成の対象となる企業の条件については、指定に関する要綱に規定があるが、様々な解釈の余地を残しており、明確ではない。

また、助成金交付要綱に規定する同助成金については、すでに操業が開始されている企業に対しても、最大で5年間にわたり償却資産に係る固定資産税の納付額を補助の対象となる経費としているが、償却資産に対する助成については、同助成金の趣旨である企業の立地促進に資する効果としては、限定的であると思われる。

上記助成については、現状の運用を踏まえ、必要に応じ、各要綱がより明確で分かりやすい規定となるよう見直しを図るとともに、企業の償却資産に対する助成制度については、生産性の向上や省力化、労働環境の改善、働き方改革の観点から、その在り方について、研究・検討されたい。

(3) 補助金実績報告書の記載内容について（自治人権推進課）

補助事業申請者に対し、補助金を利用した事業の目標・成果の意識付けの観点から、補助金実績報告書の記載内容については、申請者が自ら考え記載し、市に対して提出すべきである。

佐倉市地区集会所整備事業において、令和元年度中に提出された3団体からの同事業実績報告書の目標・成果の欄が、いずれも同一の内容となっていた。これは、記載内容について、申請者からの相談を受けた市の担当者が、記載内容を画一的に助言、指導していることに起因する。

同報告書の目標・成果欄の記載内容については、佐倉市補助金等の交付に関する規則第13条の実績報告及び同規則第14条の額の確定の趣旨を鑑み、各申請者において、事業の目的・内容に沿った目標・成果を自主的に考え記載させるべきである。

同報告書の提出に当たり申請者から相談を受けた際の助言、指導の在り方を検

討し、必要に応じ見直しを図られたい。

- (4) 自治会、地域まちづくり協議会等に対する情報提供について（自治人権推進課）
地域自治の振興に当たっては、地域の各団体が主体的・自律的に事業実施できるような支援が求められている。

自治会、地域まちづくり協議会等における地域自治活動については、各地域の実情に応じ様々であるが、役員の担い手不足や高齢化、加入率の減少といった課題を抱えている。

各団体の活動が、より円滑に、また活発になるよう、積極的に先駆的な活動事例の情報提供に努められたい。

- (5) 空き店舗の活用について（産業振興課）

佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金の交付件数については、例年、多くはない状況にある。同補助金については、商店街の空き店舗等の利用促進による商店街の活性化及び創業支援を目的とするものであるが、空き店舗については、地域の活性化を図るため、様々な用途への利活用が求められている。

空き店舗については、高齢者の居場所や子ども食堂、外国人を含めた地域住民の交流施設としての活用なども考えられるので、関係部署とも連携の上、多様な活用策について、検討されたい。

- (6) 観光イベント事業の効果測定について（産業振興課）

市が実施する事業については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の趣旨に鑑み、効果測定の実施が求められる。

観光イベント事業については、佐倉市への来訪のきっかけを作り出し、市内の産業振興に寄与することを目的として実施されている事業である。交流人口の目標については意識されているものの、観光イベント事業の実施に係る経済効果の測定はなされていない。

より効果的な観光イベント事業の実施のため、経済効果に係る効果測定の実施について、検討されたい。

- (7) 旅券発給事務の効率化について（市民課）

旅券の申請・交付事務については、平成31年1月4日から、市において事業を開始した。

もっとも、かつて佐倉市内においては、県の印旛地域振興事務所において旅券発給事務が行われていたものが市に移譲されたものであり、市民に対するサービスという観点では大差がないにもかかわらず、旅券発給事務について県から交付される事務処理特例交付金では、同事務に要する経費の全額を賄うことができず、職員人件費については、市からの持ち出しとなっている。

市の財政的負担が、これ以上増大することのないよう、事務の効率化に努められたい。

(8) 台風被害からの復旧・復興について（草ぶえの丘、農政課）

ア 草ぶえの丘は、都市と農村が共存する佐倉市における自然・農業体験施設として重要である。

もともと、先の台風１５号、１９号、及び２１号による強風、豪雨災害により、多くの設備及び立木に大きな被害が生じている状況にある。

利用者の期待に応えられるよう、復旧には万全を期されたい。

イ 先の台風１５号等において、監査実施時点（令和元年１０月３０日時点）で３００件を超える農業被害が確認されており、今後、さらに被害が把握される可能性もある。

佐倉市の農業は、地域の産業振興にとって大きな柱であることから、速やかな被害状況の把握及び農業者への復興支援を徹底されたい。

(9) 草ぶえの丘の管理について（農政課）

草ぶえの丘については、周辺施設との連携による回遊性の向上や施設運営の効率化が求められているが、特段、周辺施設との連携事業は実施されておらず、また、草ぶえの丘の各種イベントの実施に伴い職員の時間外勤務が増加している。

草ぶえの丘の管理運営の在り方については、印旛沼サンセットヒルズなど周辺施設との回遊性の推進等による市民サービスの向上、及び人件費等維持管理経費の節減の観点から、引き続き検討されたい。